

・本アンケートは、厚生労働省からの指定アンケートです。
 ・アンケート内の回答、文言表現等についての一切の責を弊社は持ちません。
 ・始めに、アンケート回答・拒否を選択して下さい。
 ・アンケートの回答・拒否のいずれの場合も、教育訓練給付金申請書類は発行されます。
 ・回答はダイアログ内のドロップダウンリストから選択し、回答を行って下さい。

株式会社 MMC

一般教育訓練給付指定講座修了者アンケート

○ このアンケート調査は、「一般教育訓練給付制度(※)」の指定講座となっている本講座の受講を修了した方を対象に、受講の効果等についてお伺いするものです。

御回答いただいた内容は、全て統計上の処理を行い、他の目的には使用いたしません。本調査の趣旨を御理解いただき、回答に御協力くださいますようお願い申し上げます。

○ このアンケート調査は、教育訓練給付金の支給を受けたか否かに関わらず、本講座の受講を修了した全ての方に回答をお願いするものです。

○ 御回答は、当てはまる番号に○を付け、講座実施者へ提出くださいますようお願いいたします。

(※)「一般教育訓練給付制度」…労働者の主体的な職業能力の開発及び向上を支援し、その雇用の安定及び就職の促進を図ることを目的とする雇用保険給付制度です。教育訓練給付の支給対象として指定されている教育訓練講座の実施者は、定期的に講座の実績等を厚生労働省に報告することが求められています。本調査はこの報告のために行うものです。

| | | | |
|---------------|--|----|---------------|
| 修了した講座の 名称 | | | |
| 指定講座番号 | | 性別 | 男 ・ 女 ・ 回答しない |

問1. 受講した講座に、取得目標資格が設定されていた場合、あなたは目標資格を取得しましたか。1つ選んでください。

(※)大学院修士又は博士課程、大学の科目等履修を修了された方は、「1」を選んでください。

| | |
|---|------------------|
| 1 | 資格を取得した |
| 2 | 受験したが、取得できなかった |
| 3 | 受験したが、合否結果が出ていない |
| 4 | 受験していない |

問2. あなたは同講座を受講・修了した際に教育訓練給付制度(※)を利用しましたか。

(※)教育訓練給付制度…在職者又は離職後1年以内の者が、厚生労働大臣が指定する教育訓練を受講した場合に、その費用の一部を支給するもの。(給付類型は3類型(専門実践(50～70%)・特定一般(40%)・一般(20%))

| | |
|---|---------|
| 1 | 利用した |
| 2 | 利用していない |

問3. あなたが、講座の受講を開始した当時の状況について、1つ選んでください。

| | |
|---|------------------------------------|
| 1 | 正社員 ※勤め先で正社員又は正職員と呼称される正規労働者 |
| 2 | 非正社員、派遣社員 ※正社員以外の者で、週所定労働時間20時間以上 |
| 3 | その他の就業(自営業等) |
| 4 | 非就業等 ※週所定労働時間20時間未満のパート・アルバイトや非就業者 |

→問4へお進みください。

→問5へお進みください。

問4. 受講開始時に就業していた方にお伺いします。受講開始時と現在の就業先について、該当するものを1つ選んでください。

| | |
|---|----------------------------------|
| 1 | 受講開始時の就業先と現在の就業先は同じ |
| 2 | 受講開始時の就業先と現在の就業先(自営業等含む)は異なる(転職) |
| 3 | 受講開始時は就業していたが、現在は就業していない |

次ページに続きます

問5. 受講後の就業形態について、1つ選んでください。

(受講前と変わらない方は、問3と同様の選択肢を選択してください)

(※)受講後の就業形態がパート、アルバイトの方で、1週間の所定労働時間が20時間以上の方(雇用保険に加入している方)は「非正社員、派遣社員」、20時間未満の方(雇用保険に加入していない方)は「非就業」を選んでください。

| | | | |
|---|--------------|---|--------------|
| 1 | 正社員 | } | →問6へお進みください。 |
| 2 | 非正社員、派遣社員 | | |
| 3 | その他の就業(自営業等) | | |
| 4 | 非就業 | | →問7へお進みください。 |

問6. 講座受講後、賃金(※)はどのように変化しましたか。該当するものを1つ選んでください。

※受講開始後に受講開始時の就業先と異なる就業先に転職された方は、受講開始時の就業先での賃金と現在の賃金を比較して記載してください。

※受講開始時に就業しておらず、受講開始後に再就職された方は、受講開始前の就業先賃金と現在の賃金を比較して記載してください。

※受講開始後に初めて雇用保険の適用となる就職をされた方は比較対象となる賃金がないため、8を選択してください。

| | |
|---|--------------|
| 1 | 3割以上増加した |
| 2 | 1割以上3割未満増加した |
| 3 | 1割未満増加した |
| 4 | 変わらない |
| 5 | 1割未満減少した |
| 6 | 1割以上3割未満減少した |
| 7 | 3割以上減少した |
| 8 | 回答対象外 |

※賃金…賃金総額から、以下のものを除く。

- ① 実費補填であるもの(例:通勤手当、住宅手当、燃料手当、工具手当、食事手当)
- ② 毎月の状況により変動することが見込まれる等実態として労働者の教育訓練の修了に伴い賃金が改善しているか判断できないもの(例:休日手当、時間外労働手当、調整手当)
(ただし、資格手当など、教育訓練の修了に関連する手当は対象とする。)
- ③ 賞与

問7. 講座の受講の効果として、どのようなものがありましたか。最も当てはまるものを全て選んでください。

| | |
|---|------------------------|
| 1 | 処遇の向上(昇進、昇格、資格手当等)に役立つ |
| 2 | 配置転換等により希望の業務に従事できる |
| 3 | 社内外の評価が高まる |
| 4 | 早期に転職・再就職できる |
| 5 | 希望の職種・業界に転職・再就職できる |
| 6 | より良い条件(賃金等)で転職・再就職できる |
| 7 | 趣味・教養に役立つ |
| 8 | その他の効果 |
| 9 | 特に効果はない |

→受講開始時に就業していた方 回答後、問9へお進みください。

→受講開始時に就業していなかった方 回答後、問8へお進みください。

次ページに続きます

問8. 受講開始時に就業していなかった方に、お伺いします。

講座の受講開始後、就職(独立開業を含む。)しましたか。現在までの状況を1つ選んでください。

(※)パート、アルバイトとして雇用された場合、1週間の所定労働時間が20時間以上であれば「就職した」、20時間未満であれば「就職していない」と見なします。

| | |
|---|----------------------|
| 1 | 受講中又は受講修了後3か月以内に就職した |
| 2 | 受講修了後3～6か月以内に就職した |
| 3 | 受講修了後6～12か月以内に就職した |
| 4 | 就職していない |

問9. 受講した講座の教材、カリキュラム、指導内容等は、御自身の期待した能力の習得(例 目標資格の取得)に役立つものとして満足できましたか。1つ選んでください。(全員回答)

| | |
|---|-----------|
| 1 | 大変満足 |
| 2 | おおむね満足 |
| 3 | どちらとも言えない |
| 4 | やや不満 |
| 5 | 大いに不満 |

御協力ありがとうございました。